

情 郵 審 第 2 3 号  
令 和 8 年 5 月 2 6 日

総務大臣  
林 芳正 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 相田 仁

答 申 書

令和 8 年 4 月 9 日付け諮問第 3214 号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件について総務省が実施した意見募集に関し、提出された諮問事項に係る意見に対する別紙の総務省の考え方について、適当と認められる。
- 2 本件、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。

電気通信事業法施行規則及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び  
第二種負担金算定等規則の一部を改正する省令案に関する意見募集

- 意見募集期間：令和8年4月10日(金)から令和8年5月14日(木)まで
- 案件番号：145210695
- 意見提出数：4件(法人・団体:2件、個人:1件、匿名:1件) ※意見提出数は、意見提出者数としています。
- 意見提出者：以下のとおり(受付順・敬称略)

受付	意見提出者
1	個人
2	匿名
3	NTT東日本株式会社
4	NTT西日本株式会社

■ 「電気通信事業法施行規則」及び「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則」の一部改正案に対する意見

意見	考え方	案の修正
<p>(意見1)</p> <p>第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則第四十条の四の五第一項第一号において、「財務諸表(『当該提出』を使用とする日・・・)と規定しているが、同項柱書きにおいては「・・・総務大臣に『提出し』なければならない。」と『提出し』と動詞で用いられているところ、『当該提出』と名詞で指し示すのは不適切ではないか。同項柱書きを「・・・総務大臣に提出『を』しなければならない。」と改正するか、あるいは、同号を「財務諸表(『その』提出を使用とする日・・・)と修正すべきではないか。</p> <p>※改正対象となっている規定の他の同様の構造となっている箇所も同様に意見する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>(意見1に対する考え方)</p> <p>御指摘のあった「当該」の語は、基本的には「その」という連体詞と異なるところはないものであると考えます。我が国の法律においても、例えば消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第4項など、「●●する」(動詞)を、「その●●」ではなく、「当該●●」(名詞)と指し示して引用する例は多数あるところであり、御指摘の箇所が御指摘の理由により不適切であるとは考えられないことから、案の修正は不要と考えます。</p>	無
<p>(意見2)</p> <p>○ 第二種適格電気通信事業者(以下、適格事業者)に対して4月1日から翌年3月31日以外の会計期間に基づく収支表等の提出を認めることは、多様な事業者が適格事業者の役割を担っていくことを目指していくブロードバンドユニバーサルサービス制度の趣旨に適うものと考えます。</p> <p>○ 一方で、本改正では、当該会計期間に基づく収支表等を提出した事業者は、当該会計期間の収支が赤字であっても一般支援区域等の交付金対象外とされており、当該事業者が適格事業者の指定を受けるインセンティブが限定的となっていることから、当該事業者についても一般支援区域等の交付金対象とする見直しについても今後対応いただくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社】</p>	<p>(意見2に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見の前段は、本改正案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見の後段は、今後、総務省において本制度の運用状況も踏まえた検討をするに当たり参考とすることが適当と考えます。</p>	無

■ 「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則」の一部改正案に対する意見

意見	考え方	案の修正
<p>(意見3)</p> <p>○ 今回の改正は、環境変化による支援区域の解除から交付金が停止されるまでの間に一定の猶予期間を設けるものであり、支援の継続性の確保に資するものであることから、本改正の方向性については賛同いたします。</p> <p>○ ただし、新規整備や民設移行の推進等の政策目的の実現にあたっては、本来は一定期間ではなく、赤字が生じている期間は継続的に支援を受けられる仕組みとすることが必要であるため、今回の改正に留まることなく、更なる見直しに向けて検討をお願いしたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社】</p>	<p>(意見3に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見の前段は、本改正案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見の後段は、総務省における電気通信事業法の一部を改正する法律(令和四年法律第七十号)附則第六条に規定するいわゆる「3年後検討」の実施において、論点の一つとして検討されているものと承知しています。</p>	無

■ その他の意見

意見	考え方	案の修正
<p>(意見4)            インフラの寡占構造が生む不条理と、算定プロセスの完全開示要求  <b>【意見内容】</b>            「全国一律のサービス維持」という大義名分の下で、国民から広く徴収される負担金制度の算定規則改正に対し、根本的な疑念を呈する。            現在の通信市場は、自由競争を標榜しながら、実態は大手キャリアによる「端末の实质レンタル販売」や「回線・電気のセット割」といった巧妙な囲い込みによって、消費者の流動性が著しく阻害されている。乗り換えを悪とするような業界の風潮を放置したまま、コストの算定ルールだけをこねくり回すのは、国民を愚弄する行為である。            既に全国民が1回線以上を契約せざるを得ない「生活必需品」となっている現状で、不透明な「総合的判断」による審査拒否や、速度の優先度操作が行われている疑いすらある中で、負担金だけを公平に徴収するなど筋が通らない。            総務省は、算定プロセスの全てを国民の前に開示し、大手キャリアが自らの営業努力やインセンティブ設計の失敗を、制度の隙間を使って国民に転嫁することを断じて許すべきではない。電波という「国民の財産」が、一部の大企業の利益独占の道具から解放されない限り、どのような規則改正も無意味である。</p> <p style="text-align: right;"><b>【匿名】</b></p>	<p>(意見4に対する考え方)            いただいた御意見は、総務省における参考とすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

(以上)

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百十条の四第一項及び第一百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法施行規則及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

(第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等)  
 第四十条の四の五 法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の二の二の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

(第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等)  
 第四十条の四の五 [同上]

一 財務諸表(当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度に係るもの又は当該前事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。)

一 財務諸表

二 第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の三の表(以下この章において「第二号基礎的電気通信役務収支表」という。)(当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度に係るもの又は当該前事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。)

二 第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の三の表(以下この章において「第二号基礎的電気通信役務収支表」という。)

三 前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

三 財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

四 第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

四 第二号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

五 申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に特別支援区域(当該電気通信事業者の電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超えるものに限る。)が含まれる場合には、次に掲げる書類

五 申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に特別支援区域(当該電気通信事業者の電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超えるものに限る。)が含まれる場合には、次に掲げる書類

イ 当該申請を行おうとする事業年度の前事業年度末における当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超える旨を示す書類

イ 当該申請を行おうとする事業年度の前年度末における当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超える旨を示す書類

[口 略]

[口 同上]

[2・3 略]

[2・3 同上]

(第二種適格電気通信事業者による書類等の提出)

(第二種適格電気通信事業者による書類等の提出)

第四十条の五の二 第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、次に掲げる書類(第五号ロに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。)を総務大臣に提出しなければならない。

第四十条の五の二 第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類(第五号ロに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。)を総務大臣に提出しなければならない。

一 財務諸表(当該事業年度に係るもの又は当該事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする第二種適格電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。)

一 財務諸表

二 第二号基礎的電気通信役務収支表(当該事業年度に係るもの又は当該事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする第二種適格電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。)

二 第二号基礎的電気通信役務収支表

三 前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

三 財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

<p>四 第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類  「五 略」</p>	<p>四 第二号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類  「五 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部を改正する省令）

第二条 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和七年総務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第二章 第二種交付金

〔第一節 略〕

第二節 第二種交付金の額の算定方法等

(第二種交付金の額の算定方法等)

第五条 「略」

2 前項第一号の規定により算定する役務ごとの額は、当該額が施行規則第四十条の五の二第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により総務大臣に提出する第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、前項第一号の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額以下の額(当該控除して得た額が零以下の場合にあつては、零)とする。ただし、当該第二号基礎的電気通信役務収支表が四月一日から翌年三月三十一日までの期間に係るものでないときは、当該控除して得た額にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。

3 第一項第二号イの規定により算定する役務ごとの額は、前項に規定する控除して得た額が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。ただし、当該控除して得た額を算定するために用いた第二号基礎的電気通信役務収支表が四月一日から翌年三月三十一日までの期間に係るものでないときは、当該控除して得た額にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。

〔4・5 略〕

(第七条式による設備管理部門の原価の算定)

第十四条 「略」

2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営に必要な費用として次の各号に掲げる費用ごとに当該各号に規定する額を合計することにより役務ごと及び担当支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。

一 施設保全費等 次に掲げる額

イ 施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額(当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。)に当該手順において定める係数を乗じて得た額

ロ 施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額に当該手順において定める係数を乗じて得た額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費

第二章 「同上」

〔第一節 略〕

第二節 第二種交付金の算定方法等

(第二種交付金の額の算定方法等)

第五条 「同上」

2 前項第一号の規定により算定する役務ごとの額は、当該額が施行規則第四十条の五の二第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により総務大臣に提出する第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、前項第一号の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額以下の額(当該控除して得た額が零以下の場合にあつては、零)とする。

3 第一項第二号イの規定により算定する役務ごとの額は、前項に規定する控除して得た額が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。

〔4・5 同上〕

(第七条式による設備管理部門の原価の算定)

第十四条 「同上」

2 「同上」

一 施設保全費等 次に掲げる費用の額に当該手順において定める係数を乗じて得た額

イ 施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額(当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。)

ロ 施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費

〔二〕四 略〕

(担当支援区域の指定の解除等に係る特例)

第二十条 法第百十条の三第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定に基づきその担当支援区域の一部の指定を解除された第二種適格電気通信事業者に対する当該解除をされた日(以下この項及び次項において「担当解除日」という。)の属する月以降の月に係る第二種交付金(当該担当解除日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。)の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

〔一・二 略〕

2|| 前項の第二種適格電気通信事業者に対する担当解除日の属する事業年度の翌事業年度に係る第二種交付金の額は、当該解除をされた担当支援区域を算定の対象に含めず(この章(この項を除く。))の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する額とする。

3|| 〔略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔二〕四 同上〕

(担当支援区域の指定の解除等に係る特例)

第二十条 法第百十条の三第三項の規定に基づきその担当支援区域の一部の指定を解除された第二種適格電気通信事業者に対する当該解除をされた日(以下この項において「担当解除日」という。)の属する月以降の月に係る第二種交付金(当該担当解除日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。)の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

2|| 〔同上〕

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則第四十条の四の五第一項及び第四十条の五の二第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うこれらの規定による書類の提出から適用する。

2 第二条の規定による改正後の第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（以下「新算定等規則」という。）第五条第二項及び第三項の規定は、施行日以後に行う同条の規定による第二種交付金の額の算定から適用する。

3 新算定等規則第十四条第二項第一号の規定は、施行日以後に行う同条第一項の規定による手順の通知から適用する。

4 新算定等規則第二十条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に行う電気通信事業法第一百七条第二号の規定による第二種交付金の交付から適用する。